

下松市工場立地法地域準則条例について

【制定理由】

限られた工場用地を有効に活用し、既存工場等の設備新設や更新を支援することで、市内産業の振興と安定した雇用の維持及び創出を図ることを目的として条例を制定する。

【対象工場】

- ・業種：製造業、電気供給業・ガス供給業・熱供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）
- ・規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

条例制定前(山口県の準則)

用途区域	緑地面積率	環境施設面積率
住居・商業	30%以上	35%以上
準工業	20%以上	25%以上
工業・工業専用	10%以上	15%以上
上記以外	20%以上	25%以上
	重複緑地算入率	
	25%以下	



下松市が定める地域準則条例

用途区域	緑地面積率	環境施設面積率
住居・商業	30%以上	35%以上
準工業	<u>10%以上</u>	<u>15%以上</u>
工業・工業専用	<u>5%以上</u>	<u>10%以上</u>
上記以外	<u>5%以上</u>	<u>10%以上</u>
	重複緑地算入率	
	<u>50%以下</u>	